

低炭素建築物の認定基準と認定状況 (都市の低炭素化の促進に関する法律：平成24年12月施行)

税制優遇措置あり

- 建築物省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が△10%以上となること。
- その他の低炭素化に資する一定の措置が講じられていること。

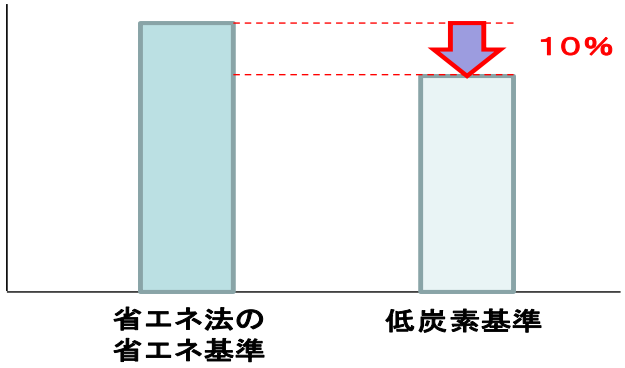
定量的評価項目(必須項目)

○外皮の熱性能の基準

・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、省エネ基準レベルの断熱性等を求める。

○一次エネルギー消費量の基準

・省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が、△10%以上となること。



選択的項目

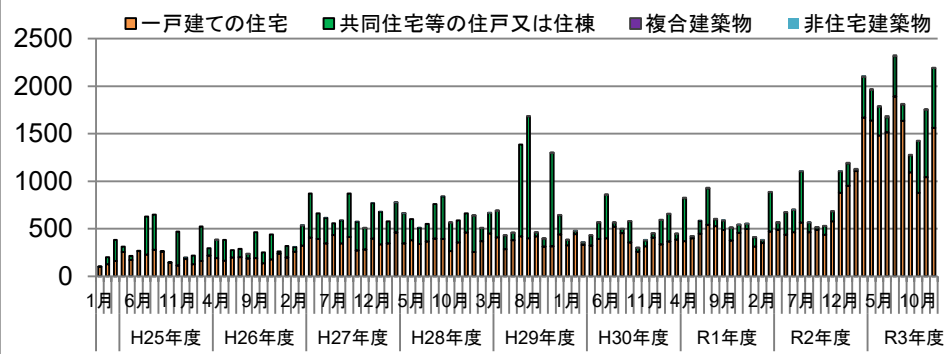
以下の8つの措置のうち、2項目以上を講じていること。

- HEMS等の導入
 - ① HEMS又はBEMSの設置
 - ② 再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
- 節水対策
 - ③ 節水に資する機器(便器、水栓など)の設置
 - ④ 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
- 躯体の低炭素化
 - ⑤ 住宅の劣化の軽減に資する措置
 - ⑥ 木造住宅又は木造建築物である
 - ⑦ 高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
- ヒートアイランド対策
 - ⑧ 一定のヒートアイランド対策(屋上・壁面緑化等)の実施

または

(CASBEE等)行政化が認められるものとして、標準的な建築物と比べて、素行に資する建築物として、炭素削減の観点から、低炭素建築物と認めるもの。

これまでの認定状況(令和4年3月末時点)



認定対象	合計
一戸建て	49,664件(戸)
共同住宅	24,435件(戸)
複合建築物	235件(棟)
非住宅	30件(棟)
合計	74,344件